

「消防局デジタル複合機賃貸借及び保守点検業務契約」に係る制限付
一般競争入札について

件名のことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚



1 入札に付する事項

- (1) 件 名 消防局デジタル複合機賃貸借及び保守点検業務契約
- (2) 履行場所 那覇市消防局庁舎（3・4・5 階）、
他 7 署所（別紙 2 設置場所一覧のとおり）
- (3) 契約台数 10 台
- (4) 履行内容 別紙仕様書のとおり
- (5) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日
- (6) 特記事項 この入札に係る契約について、次に掲げる事項を明示する。
 - ア 当該契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条の規定に基づく長期継続契約であること。
 - イ 各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。
 - ウ 予算の減額又は削除により契約の変更又は解除を行う場合があること。

2 入札参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあつてはそれらの資格等を有していること。
- (4) 令和 6・7 年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (5) 市町村税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 本件の公告の日から入札施行の日までの間に、「那覇市物品購入等競争入札取扱要綱」に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。

- (8) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。
- (9) 沖縄県内に本社又は営業所等があること。

3 仕様書等の配布

- (1) 配布方法 那覇市ホームページに掲載する仕様書等をダウンロードして下さい。
※FAX、郵送での配布は行いません。

4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 令和 8 年 3 月 5 日（木）午前 10 時から
- (2) 場所 那覇市消防局 4 階 会議室 1（那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号）

5 入札に係る契約についての質問の方法等

- (1) 質問方法 質問書（市指定様式）に質問の内容を入力し、次のメールアドレスに電子メールを送信する。（質問がない場合は不要）
E-mail : F-SOU001@city.naha.lg.jp
- (2) 質問期限 令和 8 年 3 月 6 日（金）午後 5 時まで
- (3) 回 答 令和 8 年 3 月 10 日（火）までに那覇市ホームページに掲示

6 入札参加資格の確認等

- (1) 提出する書類
 - ア 入札参加資格確認申込書（市指定様式）
 - イ 契約実績証明書（市指定様式）
- (2) 提出方法 前各号に掲げる書類（原本）を郵送又は持参すること。
- (3) 提出期限 令和 8 年 3 月 10 日（火）午後 3 時まで
- (4) 提出先 那覇市消防局総務課
〒900-0004 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号 4 階

7 入札日時及び場所

- (1) 日時 令和 8 年 3 月 12（木）午前 10 時から
- (2) 場所 那覇市消防局 4 階 会議室 1（那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号）

8 入札時提出書類

- (1) 入札書（市指定様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状（市指定様式）
※市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードして下さい。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付すること。ただし、那覇市契約規則第 8 条各号のいずれかに該当するときは免除する。
- (2) 契約保証金 那覇市契約規則第 30 条各号のいずれかに該当するときは免除するが、落札者が正当な理由なく契約を履行しないときは、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

10 入札の無効

那覇市契約規則第 14 条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

11 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべく者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その他の者を落札者としてすることができる。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が 2 人以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

12 その他

- (1) 郵送による入札は認めません。提出された書類は返却いたしません。

13 問い合わせ先

那覇市消防局総務課

担当 與那覇・知念 TEL : 867-0119 FAX : 869-1190
E-mail : F-SOU001@city.naha.lg.jp